

**支援**

児童扶養手当の支給を父子家庭に拡大

単親家庭の生活の安定と児童福祉の増進のための児童扶養手当制度では、8月から父子家庭も支給の対象となります。  
 支給を受けるためには申請が必要です。

**支給額**

【子ども1人の場合】

- ▼全部支給 4万1720円
- ▼一部支給 4万1710円〜9850円
- ▼子ども2人以上の加算額
- ▼2人目 5000円
- ▼3人目以降 (1人につき) 3000円

**支給要件**

- ▼平成22年8月1日現在で、平成4年4月1日以降に生まれた子ども(心身におおむね中程度以上の障がいがある場合は20歳まで)を監護し、かつ生計を共にしている父で、その子どもが次のいずれかに該当する場合。
- ▼父母が離婚している
- ▼母が死亡、または生死不明
- ▼母に重度の障がいがある
- ▼母が1年以上拘禁されている
- ▼母から1年以上遺棄されている

手当を受けられない場合

- ▼子どもや手当を受けようとする父が法定の遺族補償または、公的年金制度から遺族年金などを受け取る資格があるとき
- ▼父が老齢福祉年金以外の公的年金を受け取る時
- ▼子どもが(離婚した)母の公的年金の加算対象となっていないとき
- ▼父または子どもの住所が国内にないとき
- ▼子どもが(離婚した)母と生計を同じくしていないとき

父の配偶者(同居や頻繁な定期的訪問、定期的な生活費の補助などといった事実上の婚姻状態も含む)に養育されているとき  
 ▼子どもが里親に委託されたり、児童福祉施設など(通園施設は除く)に入所しているとき

**所得制限限度額**

所得審査の対象は、父と扶養義務者などです。  
 父の前年の所得が所得制限限度額の所得額以上の場合、その年度(8月から翌年の7月まで)の手当の一部または全部が停止になります。  
 扶養義務者などの前年の所得が

得制限限度額の所得額以上であった場合は全部が停止になります。(下表を参照)

所得制限限度額に加算されるもの

所得税法に規定する配偶者控除(老人控除対象配偶者)、老人扶養親族または特定扶養親族がいる人についての限度額は、次の額を加算した額になります。

- ① 手当を受けようとする父
- ▼老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合 1人につき10万円
- ▼特定扶養親族がある場合 1人につき15万円
- ② 扶養義務者など
- ▼老人扶養親族がある場合 1人につき6万円(ただし、扶養親族などがすべて老人扶養親族の場合は1人を除く)

**手続き**

個別に通知はしません。申請手続きなどについては子育て支援室へ問い合わせください。

**申請期限と支給**

- ▼11月30日までに申請の場合
- ▼7月31日までに支給要件に該当

問い合わせ 子育て支援室 正木 ☎(23) 0071

児童扶養手当所得制限限度額表(収入例:給与所得者)

扶養親族の数	父				孤児などの養育者 配偶者、扶養義務者	
	全部支給 収入額	所得額	一部支給 収入額	所得額	収入額	所得額
0人	92.0万円	19.0万円	311.4万円	192.0万円	372.5万円	236.0万円
1人	130.0万円	57.0万円	365.0万円	230.0万円	423.0万円	274.0万円
2人	171.7万円	95.0万円	412.5万円	268.0万円	467.5万円	312.0万円
3人	227.1万円	133.0万円	460.0万円	306.0万円	515.0万円	350.0万円
4人	281.4万円	171.0万円	507.5万円	344.0万円	562.5万円	388.0万円
5人	335.7万円	209.0万円	555.0万円	382.0万円	613.0万円	426.0万円

\*母から受け取る子どもの養育に必要な費用について、受取人が父または子どもである場合は、その金品などの金額の8割を所得額に加算します。  
 \*扶養義務者とは、手当を受けようとする父の同居の父母、祖父母、子、孫などの直系血族、兄弟姉妹をいいます。  
 \*扶養親族などの数は、税法上の扶養親族です。

している人 8月分から支給  
 ▼8月1日から11月30日までに支給要件に該当した人 要件に該当した日の翌月分から支給  
 【12月以降に申請の場合】  
 ▼申請月の翌月分から支給

**納税**

市内事業主の皆さんへ  
 市・県民税は特別徴収へ変更を

問い合わせ 税務室 森田 ☎(23) 0035

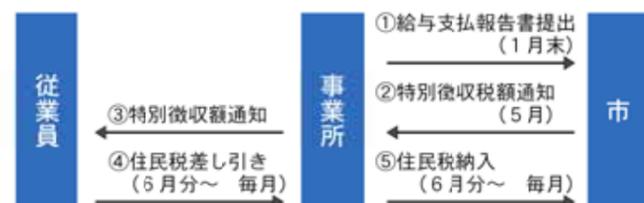
特別徴収とは  
 給与支払い者(事業者)が従業員へ毎月支払う給与から市・県民税(個人住民税)を差し引きし、従業員に代わって市に納める制度です。

事業者が従業員へ毎月給与の支払いをしている場合は、地方税法により原則として特別徴収をしなければなりません。  
 例外として給与の支給が2カ月に1回の場合などや、不定期に給与の支払いをしている場合は特別徴収をしなくてもよいことになっています。

**特別徴収のメリット**

従業員(パートなども含む場合)があります)が自分で納付する場合は、年4回に分けて納めますが、特別徴収の場合は年12回で納めるため、1回当たりの負担が少なくなり、給与から差し引きされるため、納税の手間が省け、納め忘れることもありません。  
 市・県民税(個人住民税)の納税額は前もって決められているため、事業者は税額計算を行う必要がなく、所得税のように年末調整を行う手間もありません。

特別徴収の手順(当初)



\*年の途中でも特別徴収への切り替えはできます。希望する場合は、問い合わせください。

また、常時10人未満の従業員の事業所は、毎月の納税を年2回に分けて納める特例もあります。

従業員が転勤や退職した場合  
 事業所から市役所に報告をしてください。報告を受けた後、市から事業所に税額変更通知を送付します。

**自治**

シリーズ自治基本条例  
 第2回 「自治基本条例(仮称)」とは何だろう

問い合わせ 協働推進室 瀧井 ☎(23) 0053

**自治基本条例とは**

この条例は「みんなが主役のまちづくり」を推進していくため、まちづくりの基本となる考え方や市民、市議会、市役所のそれぞれの役割、お互いに協力していくための自治の基本的なルールを明らかにするものです。

**「自治」と「まちづくり」**

「自治」とは、自分たちのまちのみんなの課題(公共的課題)を自分たちで解決していくことを言います。  
 「まちづくり」は、道路を整備することなどと勘違いされやすいですが、自治を分かりやすい言葉にしたものです。自治と聞くと難しい印象を受けますが、実はとても身近なことです。  
 子育てを例えに出すと、隣近所で協力して子どもたちを守り育てるといことも身近な自治です。きめ細やかな子育て支援策を考える場に参加して意見を言うというのも自治のひとつの形なのです。

**最高規範性**

自治基本条例では、自治の基本的な考え方や自治運営の基本的な

決まりを定めているため「自治体の憲法」とも言われています。  
 条例の施行後は、すべての条例や要綱などはこの条例に適合させることとなります。

あなたの意見を聞かせてください

検討してきた自治基本条例の試案ができました。市では、より多くの市民の意見を条例に反映したいと考えています。  
 条例試案は、ホームページに掲載されるほか、市内公共施設にそのリーフレットが配置されます。  
 条例試案に対する意見や感想をファックスまたは、メールで寄せてください。

受付期間 8月20日(金)〜9月17日(金)

☎(23) 0059  
 ✉sensaku@city.makinohara.shizuoka.jp